

令和4・5年度の

後期高齢者医療制度の被保険者の皆様へ



後期高齢者医療制度の 保険料率をお知らせします



令和4年4月1日から保険料率を改定します。

●令和4・5年度の保険料率（年額）

区 分	保険料率	
	現行（令和2・3年度）	改定後（令和4・5年度）
被保険者均等割額	45,512円	46,160円
所得割率*	8.70%	8.70%
年間保険料上限額	64万円	66万円

※「所得割額」の計算方法・・・総所得金額等から基礎控除の43万円を差し引いた金額×上記の割合

●令和4年度の均等割額が軽減される場合

世帯主と被保険者全員の所得が一定以下の方は、世帯の所得水準に合わせて、均等割額が軽減されます（令和3年度からの変更はありません）

※65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、15万円を引いた額で判定します。

■均等割額が7割軽減される方

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方
基礎控除額（43万円）+10万円×（年金・給与所得者の数-1）以下

■均等割額が5割軽減される方

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方
基礎控除額（43万円）+（28.5万円×世帯の被保険者数）+
10万円×（年金・給与所得者の数の数-1）以下

■均等割額が2割軽減される方

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方
基礎控除額（43万円）+（52万円×世帯の被保険者数）+
10万円×（年金・給与所得者の数の数-1）以下

※年金・給与所得者の数は、令和3年中の給与収入が55万円を超える方、または65歳以上で公的年金等収入額125万円を超える方が該当します

令和4年度の保険料の額は、7月に郵便でお知らせします。

広域連合のwebサイトで保険料額の試算ができます。

<http://www.shigakouiki.jp/index.html>



広域連合WEB



◆問い合わせ先 日野町住民課 保険年金担当（☎0748-52-6584）または
滋賀県後期高齢者医療広域連合（☎077-522-3013）まで

国民年金からのお知らせ

20歳以上の学生の皆さん

学生納付特例制度は ご存知ですか？



国民年金には、学生本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となるのは、20歳以上の学生の方です。

なお、令和3年度に学生納付特例が承認された方で、令和4年度も引き続き学生納付特例を希望される場合は申請手続きが必要です。申請される方は、学生証または在学期間のわかる証明書を持って草津年金事務所、または住民課までお越しください。

学生納付特例が承認された期間は、将来支給される「老齢基礎年金」の受給に必要な期間（受給資格期間）に算入されるほか、万一の場合に支給される「障害基礎年

金」や「遺族基礎年金」の受給資格期間にも反映されます。ただし年金額には反映されません。

承認された期間の保険料は、10年以内であれば、遡って納付（追納）することができます。追納されると老齢基礎年金の額に反映されません。

追納を希望される場合は、草津年金事務所または住民課で手続きが可能です。

◆問い合わせ先

日本年金機構 草津年金事務所
(国民年金課)

☎077-567-2220

住民課 保険年金担当

☎0748-52-6584

みんなであそぼう 国民健康保険

柔道整復師(接骨院・整骨院)のかかり方

柔道整復師(接骨院・整骨院)で施術を受けるときは、健康保険の対象

になる場合とならない場合が定められています。

施術を受ける際は、以下のことに注意し、正しく受診しましょう。

施術を受けるときの注意

- ① 負傷の原因を正確に伝えましょう
交通事故等の第三者行為による施術の場合は、住民課に連絡してください。
- ② 施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けましょう
- ③ 療養費支給申請書の内容をよく確認しましょう
- ④ 領収証は必ずもらいましょう

接骨院で施術を受ける場合、療養費支給申請書に署名が必要となります。この申請書には、傷病名や施術内容、回数などが記載されていますので内容を確認してから署名しましょう。

領収証は必ずもらって、保管しておき、医療費通知で金額・日数の確認をしてください。また、領収証は、医療費控除を受ける際にも必要です。大切に保管してください。

保険の対象となる施術	保険の対象とならない施術
◆ 医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲およびねんざ等（肉離れを含む）と診断又は判断され、施術を受けたとき（骨折および脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要）	◆ 単なる疲労や慢性的な要因からくる肩こりや筋肉疲労 ◆ 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術 ◆ 仕事中や通勤途上に起きた負傷（労災保険の対象となる場合）など

◆ 問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6584